

医師の働き方改革が 地域医療に与える影響とその対策について

令和5年9月20日
公益社団法人福岡県医師会

Fukuoka medical association  1

目次

1. 医師の働き方改革とは
2. 医師の働き方改革が医療提供体制に与える影響
3. 医療提供体制を維持するための各医療機関の取組み
4. 県民の皆さんへのお願い

1. 医師の働き方改革とは①

○これまでの医療は、医師の長時間労働によって支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。

○そのため、国は、労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保するとともに、質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供することを目指し、医師の働き方改革に着手した。

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律

⇒令和3年5月28日公布

1. 医師の働き方改革とは②

○時間外労働の上限規制

法律で定められている労働時間(1日8時間、週40時間)を超えると「時間外・休日労働」の扱いとなり、労働基準監督署に時間外労働協定(36協定)の届け出が必要だが、「医師の働き方改革」では「時間外・休日労働」の上限を水準毎に設定。

各医療機関は、医師の労働時間を把握し、いずれかの水準を選択しなければならない。

水準	内容
A水準	全ての勤務医に対して、原則的に適用される
B水準 ※令和17年を目標に終了	院内で年1,860時間まで延長が可能
連携B水準 ※令和17年を目標に終了	院内で960時間までで、 副業・兼業先での勤務時間を通算して1,860時間まで延長が可能
C-1水準	臨床研修医、専攻医が基礎的な技能や能力を修得するため 年1,860時間まで延長が可能
C-2水準	医籍登録後臨床従事6年目以降の医師に高度技能育成のため 年1,860時間まで延長が可能

○医師の健康確保措置の義務化

勤務医は令和6年4月より、一般労働者の上限とされる年720時間を上回る年960時間(A水準)が時間外労働の上限に設定され、さらにB水準、連携B水準、C水準の場合は、A水準の約2倍となる上限に設定されたことから、以下の通り勤務医の追加的健康確保措置が義務付けられた。

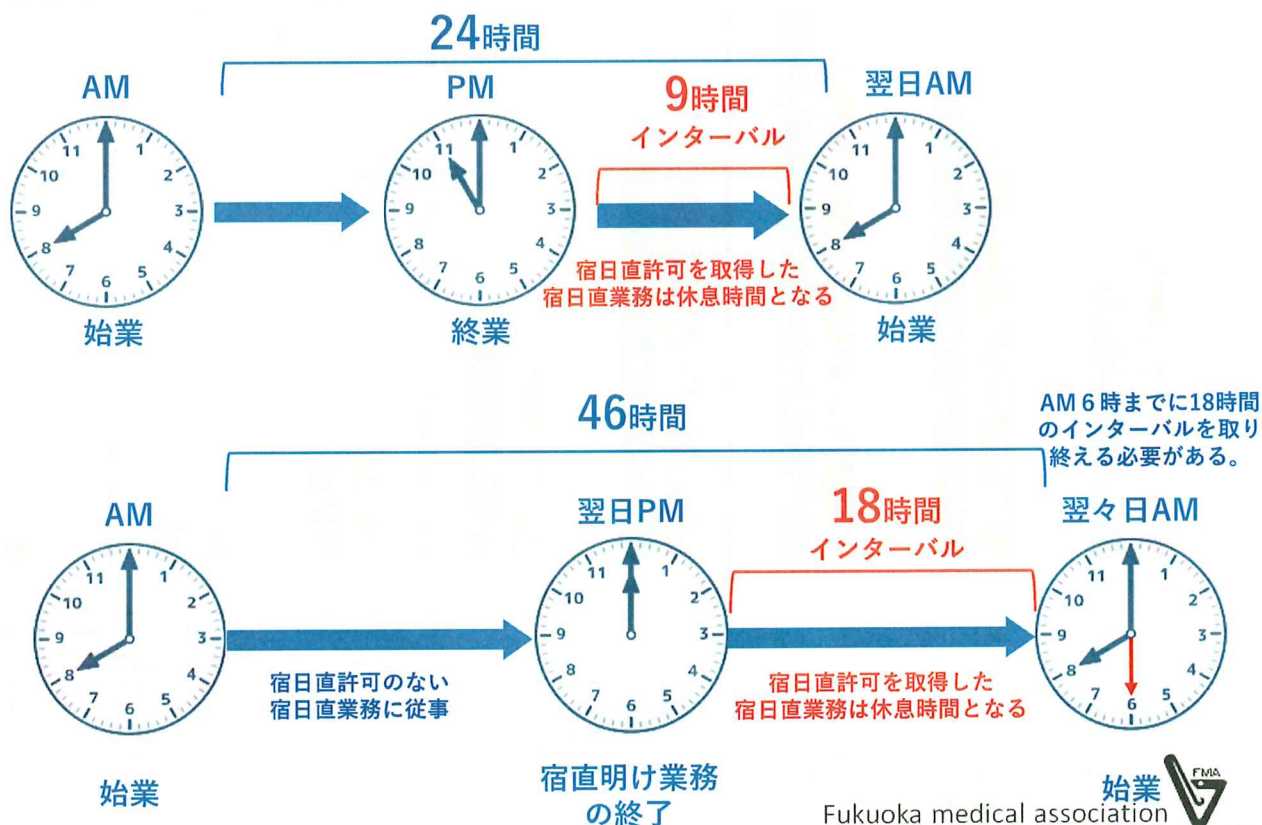
①連続勤務時間制限

労働基準法上の宿日直許可を受けている場合を除き、**28時間まで**。

②勤務間インターバル

- ・24時間以内に**9時間**のインターバルの確保が必要。
- ・46時間以内に**18時間**のインターバルの確保が必要。

勤務間インターバルが確保された状態の働き方のイメージ



2. 医師の働き方改革が医療提供体制に与える影響①

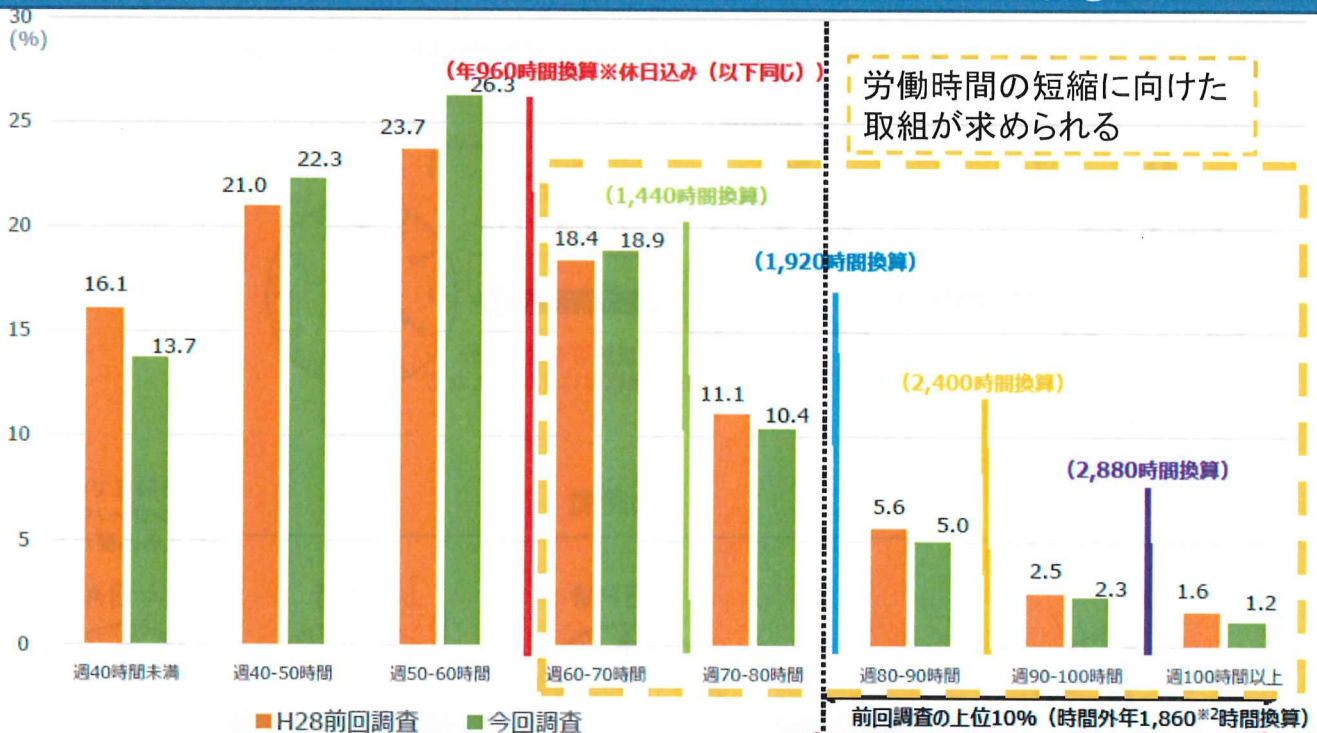
労働時間の短縮・勤務間インターバルの導入により、各医療機関は、これまでの医療提供体制を見直さなければならない。

特に、大学病院等からの医師派遣によって
成り立っている側面がある

救急医療や産科医療における

夜間・休日の医療提供体制への影響が懸念されている。

2. 医師の働き方改革が医療提供体制に与える影響②



※1 H28前回調査、今回調査ともに、兼業先の労働時間を含み、指示無し時間を除外している

※2 前回調査ではグラフにおける分布の上位10%は年1,904時間であったが、雇用管理の便宜上、12月で割り切れるきりのよい近似値として1,860時間としている

※3 今回調査では宿日直許可を取得していることがわかっている医療機関に勤務する医師の宿日直中の待機時間を労働時間から除外した上で、診療科別の性、年齢調整、診療科ごとの勤務医療機関調整を行っていることに留意が必要

※4 週労働時間の区分別割合は、小数点第2位で四捨五入している

3. 医療提供体制を維持するための各医療機関の取組み①

○宿日直許可の取得

病院や有床診療所には医師を宿直させることが医療法第16条で義務づけられているが、

労働基準監督署による宿日直許可を取得した場合

その宿日直に携わる時間は労働時間に含まれない。

⇒労働時間の短縮

休息时间として取り扱える。

⇒勤務間インターバルの影響を受けない

県内の約8割の病院において、

宿日直許可を取得済・申請中・準備中。

Fukuoka medical association



9

3. 医療提供体制を維持するための各医療機関の取組み②

○宿日直許可基準の概要

- ・常態として、ほとんど労働する必要のない勤務であり、通常の労働の継続ではないこと。
- ・問診等による診察(軽度の処置を含む)等、特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務に限ること。
- ・夜間に十分睡眠が取り得ること。

Fukuoka medical association



10

4. 県民の皆さんへのお願い①

○医師の働き方改革開始後、限られた医療資源で医療提供体制を維持するため下記の点にご協力をお願いします。

- ・気軽に相談できる「**かかりつけ医**」をもちましょう。
- ・「今すぐ救急車を呼ぶか」、「今すぐ医療機関に行った方が良いか」迷ったときは、**救急医療電話相談（＃7119）**をご活用ください。
- ・休日・夜間のこどもの症状は、**小児救急医療電話相談（＃8000）**をご活用ください。

4. 県民の皆さんへのお願い②

救急医療電話相談（＃7119）

県民の皆さんからの急な病気やケガに関する相談に対し、看護師が、医療機関受診の緊急度などについてアドバイスをを行います。

【受付時間】 24時間365日（年中無休）

【電話番号】 ｾ7119（短縮ダイヤル） 又は 092-471-0099

小児救急医療電話相談（＃8000）

子どもの急な病気（発熱、下痢、嘔吐、けいれん等）やケガに関する相談について、小児医療の経験を持つ看護師がアドバイスする休日夜間の電話相談です。

【受付時間】 24時間365日（年中無休）

【電話番号】 ｾ8000（短縮ダイヤル） 又は 092-731-4119

小児救急医療ガイドブック

子どもの発熱や嘔吐など、主な症状別の対処方法、家庭での対応、よくある質問などをまとめたガイドブックです。

